

岐阜県公報

第二千三百七十一号
平成二十四年八月十七日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 五五三^ハ

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 五五五

指定医療機関の廃止の届出

(同) 五五五

道路の区域変更

(道路維持課) 五五六

道路の供用開始

(同) 五五六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五五七

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 五五七

公共測量の実施

(用地課) 五五七

公共測量の終了

(同) 五五八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五六一

運転免許取得者教育機関の認定

(運転免許課) 五六一

規則

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子保健法施行細則(昭和四十二年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいひ、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。
- この表のD1~D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日産児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 4 徴収月額の決定の特例
 - (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（⁽²⁾による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - (2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する（ただし、D14階層を除く。）。
基準月額 ×（その月の入院期間 / その月の日数）
 - (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。
- 7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、そ

の状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

岐阜県知事

年 月 日
岐阜県知事

申請者住所
本人との続柄
申請者氏名

申請者住所 千

電話 ()

本人との続柄

申請者氏名

年 月 日
岐阜県 保健所長 様

【申請書類の提供への同意について】

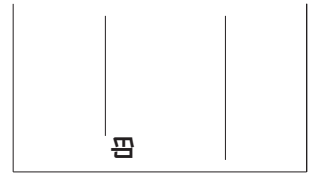
平成25年4月1日から、未熟児養育医療の給付は都道府県か町村の事務になります。そのため、本申請により、お子様への平成25年3月31日を超えて認められる場合、平成25年4月1療券は、お住まいの市町村から発券されることとなります。市町村から医療券を送付する事務手続のため、本申請に提出の写しをお住まいの市町村に送付してもよろしいでしょうか。

このことに同意いただける場合は、下記欄に氏名の記入及びい。

なお、同意いただけない場合でも、養育医療の給付の認定に扱いはいたしません。平成25年4月1日以降の医療券について、お住まいの市町村に申請していただくこととなります。

私は、未熟児養育医療の申請に当たり、上記の内容について

申請者氏名： _____



らお住まいの市
療育医療の給付
日以降の療育医
に改める。

いただいた書類

押印をして下さ

関して不利な取
ては、改めてお

同意をします。
印

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県母子保健法施行細則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子保健法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子保健法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
玉 田 医 院	矢 野 元 子	瑞浪市日吉町四〇二七	平成四・三・二六
うしきデンタルクリ	成 田 素	瑞穂市牛牧一〇六四 一	同

岐阜県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日
 玉田 医院 玉田 孝男 瑞浪市日吉町四〇二七 平成二四・三・二五

岐阜県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の幅員	延長	備考
一般国道	四十七号	揖斐郡揖斐川町三輪字桜ノ木二八七九番地先から同郡同町同字前島二七四四番一四四地先まで	
区域変更前後	敷地の幅員	延長	
後	一五・四〇	ル（メートル）	
前	一五・四〇	ル（メートル）	
		六〇・八	

岐阜県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の幅員	延長	備考
一般国道	四十七号	揖斐郡揖斐川町下岡島字大道上七一番五地先から同郡同町三輪字上神明三〇番六地先まで	
区域	敷地の幅員	延長	
	五四・五	ル（メートル）	
	平成二四・六・三	の 期 日	
	平成二四・六・一	の 期 日	

岐阜県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の幅員	延長	備考
県道	大湫線	恵那市長島町久須見字洞二三〇二番一地先から同市同字同二二番四地先まで	
区域	敷地の幅員	延長	
	三〇・〇	ル（メートル）	
	平成二四・六・七	の 期 日	
	平成二四・六・二九	の 期 日	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人仕事工房ボロ
- 三 代表者の氏名 中川 健史
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光二六五八ふれあいの家長良
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ニート、引きこもりなど生き方・働き方・人間関係に悩み社会への出口を模索する若者、様々な事情によって働く場所が狭められている子育て中の母親や高齢者などのために自立・就労・仕事に関する事業を行い、そのために様々な分野の人々、地域との交流を進め、誰もが共に生き生きと幸せに生きていける社会づくりに資することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年八月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十四年八月二日
 - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社ギガス
 - 三 建物の名称及び所在地 (仮称) ケースデンキ郡上店 郡上市八幡町五町一丁目三番地二
 - 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十五年四月三日
 - 五 店舗面積 二、〇六四平方メートル
 - 六 駐車場の収容台数 八五台
 - 七 荷さばき施設の面積 三六平方メートル
- 公共測量の実施
- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
- 平成二十四年八月十七日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 作業機関 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
 - 二 作業種類

三 公共測量（数値撮影、写真地図作成）
作業期間

平成二十四年八月三日から

同 二十五年一月十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町並びに加茂郡坂祝町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成）

三 作業期間

平成二十四年八月十六日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

各務原市三井町四丁目

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十四年七月二十日から

同 二十五年三月十一日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大野町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

揖斐郡大野町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

安八郡神戸町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

郡上市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
瑞浪市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十三年十二月一日から
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 作業地域
瑞浪市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
養老町
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月二日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
養老郡養老町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月十日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月九日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域

可児市

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第二六 号の一九 平成二四・ 二・二三	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 瑞穂市十九条字人前二〇四番一及び二 〇五番一	公共施設の 種類 道路、水路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市馬場春雨町一丁目五〇番地の二 不動産有限会社 代表取締役 安 藤 秀 司
同西建築第七三号の三 同 一三三・ 一一・ 二八	安八郡安八町大明神字大道南一五一番 一外九筆	道路	同	和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オークワ 代表取締役 福 西 拓 也

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により
次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月十七日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

氏名又は名称及び 住所並びに法人に あつては、その代 表者の氏名 (名称) 株式会社中濃自動 車学校 (住所) 関門市平賀字長峰	運転免許取得者教 育に使用する施設 の名称及び所在地 (名称) 中濃自動車学校 (所在地) 関門市平賀字長峰	運転免許取得者教 育の課程の区分及 び名称 (区分) 運転免許取得者教 育の認定に関する 規則（平成十二年	認定をした年月日 平成二十四年七月六 日
--	--	---	----------------------------

関市大平町一丁目 四一番地 (代表者の氏名) 伊佐地 秀一	七七三番地	国家公安委員会規 則第四号）第四条 第一号の表三の項 及び四の項に掲げ る課程 (名称) 高齢運転者講習
--	-------	--

平成二十四年八月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社